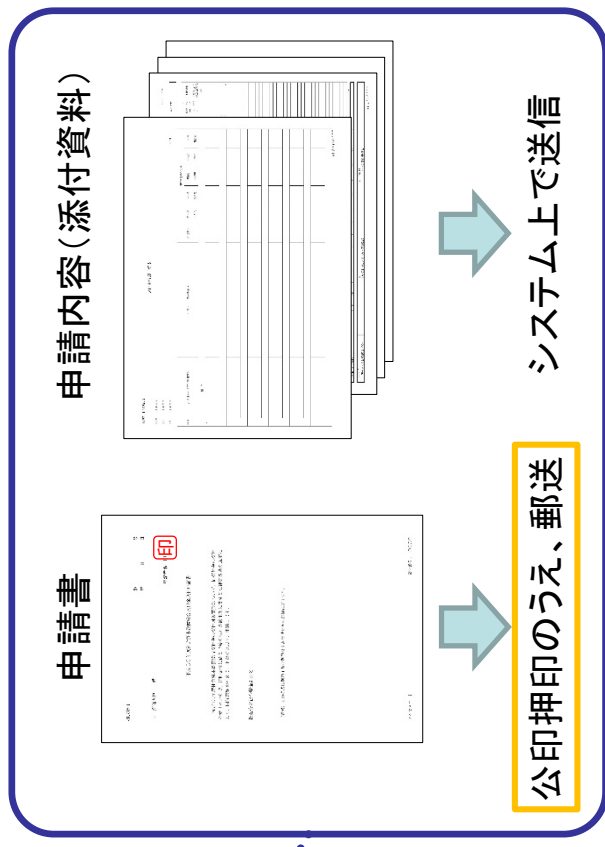
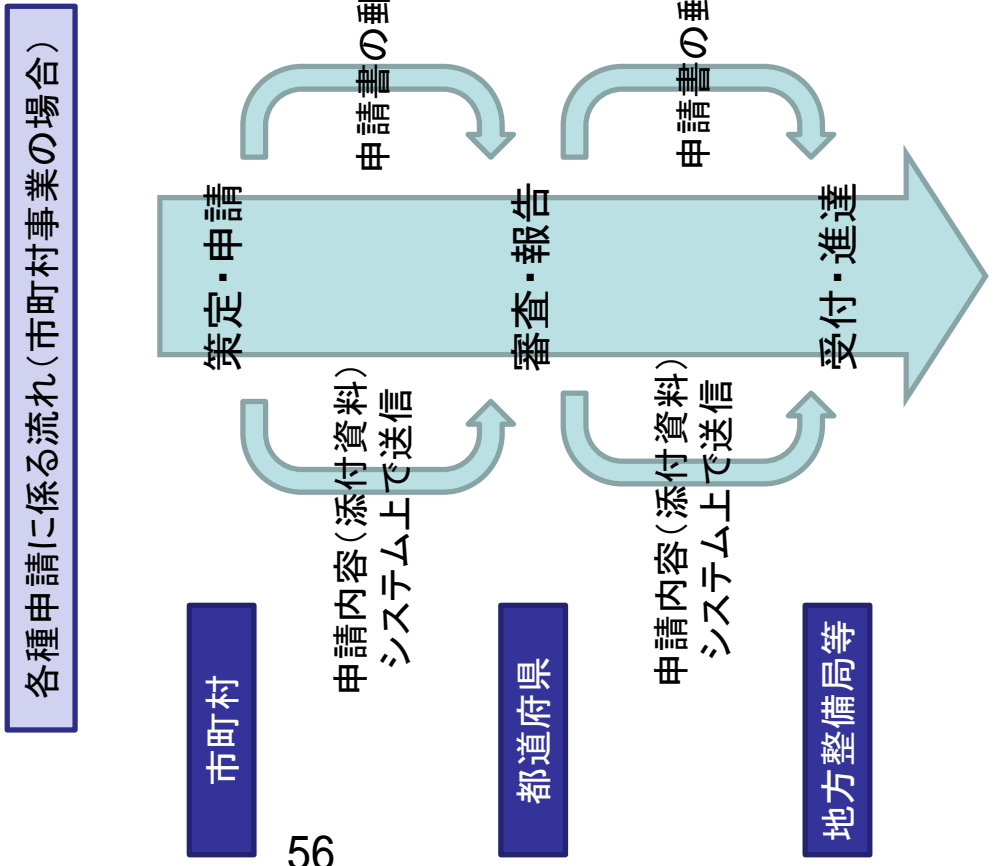


○ 社会資本整備総合交付金における申請等には、従来、申請書に公印を押印し  
たうえで郵送（※申請内容（添付資料）についてはシステム上で送信）。



4月27日 経済財政諮問会議において、総理より指示

「押印や書面提出等の制度・慣行の見直しについて、…着手できるものから順次実行していただきたい」

## 見直し①

5月8日 上記を踏まえ、社会資本整備総合交付金における申請等の提出方法について事務連絡を发出

- ・当面の間、従来の郵送に代えて、電子メールによる送付や公印を省略した送付を可能とする(ただし、後日改めて公印を押印した申請書等を郵送)

7月17日 骨太の方針閣議決定

「全ての行政手続を対象に見直しを行い、原則として書面・押印・対面を不要とし、デジタルで完結できるよう見直す。」

## 見直し②

7月22日 上記を踏まえ、社会資本整備総合交付金における申請等に係る手続について改めて事務連絡を发出(P.6【参考】)

- ・公印の押印を省略した申請書等の提出を可能とする
- ・また、申請書等の提出方法については、原則として、電子メールによるデータ送付とする
- ・さらに、年内目途で社会資本整備総合交付金システムの改修等を行い、申請書等の提出を含め事務手続がシステム内で完結するようにする

## 【参考】「公印省略及び電子化について」(7月22日事務連絡)

事務連絡  
令和2年7月22日

各地方公共団体担当者 殿

国土交通省 大臣官房  
社会資本整備総合交付金等総合調整室

社会資本整備総合交付金等に係る事務手続における公印省略及び電子化について

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための在宅勤務等の増加に伴う社会資本整備総合交付金等に係る事務手続の簡略化について」(令和2年5月8日付け事務連絡)において、社会資本整備総合交付金等に係る事務手続について、当面の間、公印の省略及び電子データによるデータの送付を可能とする旨、お知らせしてまいりましたが、「経済財政運営と改革の基本方針2020」(令和2年7月17日閣議決定)等において、全ての行政手続を対象として、原則、書面・押印を不要とし、デジタルで完結できるよう見直しを行うこととされたこととされたことを踏まえ、改めて今後の取扱いを下記のとおりとしますので、お知らせいたします。

## 記

- 1 社会資本整備総合交付金等の各種申請書類等(別紙に掲げる要領等による提出することとされている申請書類等)をいう。以下「各種申請書類等」という。)については、各地方公共団体の首長等の公印を押印の上、郵送いただいているところですが、今後、公印の押印を省略した書類の提出を可能とします。
- 2 また、各種申請書類等の提出方法については、今後、原則として、電子メールによるデータの送付とします。ただし、従来どおりの郵送での提出も受け付けます。  
※社会資本整備総合交付金システム(SCMS)を使用して提出することとされている書類については、従来通りシステムによる提出とします。
- 3 さらに、今後、できる限り速やかに社会資本整備総合交付金システム(SCMS)の改修等を行い、各種申請書類等の提出を含め事務手続がシステム内で完結するようにします。その時期については改めてご連絡いたします(年内口途)。
- 4 なお、令和2年5月8日付け事務連絡において、手続の簡素化を行った場合に後日改めて公印を押印した書類を郵送いただくこととしてまいりましたが、上記1及び2を踏まえ、郵送は不要とします(電子メールによるデータ送付のみで構いません)。

以上

# 不動産移転登記等に係る登録免許税の算定の際、電子での評価額を利用する御提案について

重点番号33:不動産の移転登記等に係る登録免許税の計算における評価額の電子情報の活用(法務省)

令和2年8月6日 法務省民事局

### 御提案の内容



不動産を売買すると、申請人は、その登記をするために、市町村から固定資産評価証明書を取得しなければならぬといふところ、その申請件数が多量であり、市町村の負担が大い。

地方税法第422条の3に基づき評価額通知



登記官が市町村から登記所への評価額通知を用いて固定資産評価額を確認することで、申請人が固定資産評価額を把握する必要をなくせとの御提案

### 検討のポイント

- ✓ 登録免許税の評価根拠資料は、固定資産評価証明書に限っておらず、固定資産税納税明細書等の提出を含めてお願いしている。
- ✓ 登記申請に要する登録免許税額は、不動産取引の決済に関するものであり、申請人は、登記申請前である不動産取引の決済時において登録免許税額の算定根拠たる評価額を確認する必要がある。
- ✓ 不動産の売買に当たって、登記の申請以外の目的で評価額を把握するために固定資産評価証明書を取得していることも多い。
- ✓ 評価額通知をしていないか、又は紙媒体で通知をする市町村が多数を占めていて、登録免許税の確認に時間を要しており（そのため登録免許税の算定根拠を求めることになっている。）、システム整備の前提としても、全国的な電子化の推進が先決課題である。
- ✓ 一般に登記官が固定資産の評価額を個別に教示することについては、評価額を証明する権限もなく、その正確性について責任を負うべき立場にもないため、困難である。

### 検討の方向性



登記分野において、固定資産評価証明書の取得・提出の慣行をなくす観点から、行政機関間における土地情報連携の高度化の取組等も踏まえ、市町村から登記所への評価額通知のオンライン提供の拡大推進、登記手続等における固定資産税納税明細書の活用などの方策により、申請人や市町村の負担を軽減できないかを引き続き関係府省と検討する。

## ○参照条文

登録免許税法（昭和42年法律第35号）（抄）

（不動産等の価額）

第十条 別表第一号、第二号、第四号又は第四号の二に掲げる不動産、船舶、ダム使用权又は公共施設等運営権の登記又は登録の場合における課税標準たる不動産、船舶、ダム使用权又は公共施設等運営権（以下この項において「不動産等」という。）の価額は、当該登記又は登録の時における不動産等の価額による。この場合において、当該不動産等の上に所有権以外の権利その他処分権の制限が存するときは、当該権利その他処分の制限がないものとした場合の価額による。

2～3（略）

（納付の確認）

第二十五条 登記機関は、登記等をするとき（第二十四条第一項の規定により同項に規定する書類が免許等をした後に提出される場合及び前条第二項の納付の期限が免許等をした日後である場合にあつては、財務省令で定めるとき）は、当該登記等につき課されるべき登録免許税の額の納付の事実を確認しなければならぬ。い。（以下略）

附則

（不動産登記に係る不動産価額の特例）

第七条 新法別表第一の第一号に掲げる不動産の登記の場合における新法第十条第一項の課税標準たる不動産の価額は、当分の間、当該登記の申請の日の属する年の前年十二月三十一日現在又は当該申請の日の属する年の一月一日現在において地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百四十一条第九号（固定資産税に関する用語の意義）に掲げる固定資産課税台帳に登録された当該不動産の価格を基礎として政令で定める価額によることができる。



## ○参照条文

登録免許税法施行令（昭和42年政令第146号）（抄）

附則

3 法附則第七条に規定する政令で定める価額は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百四十一条第九号に掲げる固定資産課税台帳（以下「課税台帳」という。）に登録された価格のある不動産については、次の各号に掲げる当該不動産の登記の申請の属する日の区分に応じ当該各号に掲げる金額に相当する価額とし、課税台帳に登録された価格のない不動産については、当該不動産の登記の申請の日において当該不動産に類似する不動産で課税台帳に登録された価格のあるものの次の各号に掲げる当該申請の日の区分に応じ当該各号に掲げる金額を基礎として当該登記に係る登記機関が認定した価額とする。

- 一 登記の申請の日がその年の一月一日から三月三十一日までの期間内であるもの その年の前年十二月三十一日現在において課税台帳に登録された当該不動産の価格に百分の百を乗じて計算した金額
- 二 登記の申請の日がその年の四月一日から十二月三十一日までの期間内であるもの その年の一月一日現在において課税台帳に登録された当該不動産の価格に百分の百を乗じて計算した金額

地方税法（昭和25年法律第226号）（抄）

（土地又は家屋の基準年度の価格又は基準価格の登記所への通知）

第四百二十二条の三 市町村長は、第四百十条第一項、第四百十七条、第四百十九条第二項又は第四百三十五条第二項の規定によつて、土地及び家屋の基準年度の価格又は基準価格を決定し、又は修正した場合においては、その基準年度の価格又は基準価格を、遅滞なく、当該決定又は修正に係る土地又は家屋の所在地を管轄する登記所に通知しなければならない。

## ○参照条文

不動産登記規則（昭和42年法律第35号）（抄）

（登録免許税を納付する場合における申請情報等）

第八十九条 登記の申請においては、登録免許税額を申請情報の内容としなければならない。この場合において、登録免許税法別表第一号（一）から（三）まで、（五）から（七）まで、（十）、（十一）及び（十二）イからホまでに掲げる登記については、課税標準の金額も申請情報の内容としなければならない。2～7（略）

（課税標準の認定）

第九十条 登記官は、申請情報の内容とされた課税標準の金額を相当でないと認めるときは、申請人に対し、登記官が認定した課税標準の金額を適宜の方法により告知しなければならない。2（略）

## ○参考

成長戦略フォローアップ（令和2年7月17日閣議決定）（抄）

③ 世界で一番企業が活動しやすい国の実現  
才）不動産関連情報・サービスのデジタル化

固定資産評価額の証明書の取得・提出の慣行をなくす観点から、2020年1月より開始した市町村から法務局への評価額通知のオンライン提供の拡大推進、登記手続等における固定資産税課税明細書の活用などの方を2020年度中に検討する。



### 心身障害者扶養保険制度の仕組み

